

## 財形預金

項目	内 容		
1.商品名	財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄	一般財形貯蓄
2.加入資格 (年齢制限)	年齢55歳未満の勤労者 (預入は55歳以降も可)		年齢制限ナシ
3.販売対象	勤労者1人につき1契約(1店舗)に限ります。 年金と住宅を合算して550万円以内		多種類、多店舗、複数契約ができます
4.預入方法	事業主による給与天引き、代行預入		同左
5.積立期間	5年以上定期に (年1回以上預け入れます)		3年以上定期に (年1回以上預け入れます)
6.据置期間	6か月以上5年以内	—	—
7.支払開始時期	年齢60歳に達した日以後の日	マイホームの取得、 住宅の増改築・リフォームの時	—
8.積立ての目的	年金として受け取る	マイホームの取得、 住宅の増改築・リフォーム	自由
9.中途払出	年金以外の払い出し不可	住宅の取得、増改築等以外の払出し不可	自由。ただし1年間は払出し不可
10.税制面	年金財形・住宅財形の元利合計550万円までの利子は非課税		利子課税20%の源泉徴収(※)
11.解約要件外 払出しの場合 の利子課税 の追徴	やむを得ない場合にできます。 ただし、払出日前5年以内に支払われた利子に20%追徴課税。払出日以後に支払われる利子に20%課税(※)		—
12.その他参考となる事項	・財形年金貯蓄は退職後も年金の支払完了まで非課税扱いです	—	—
	・転職の場合でも、2年以内に手続きすると引き続き非課税扱いが受けられます ・本商品は預金保険の対象です (預金者1人あたり「他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息」が保護されます〈全額保護の対象ではありません〉)		
13.当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 TEL：0570-017109または03-5252-3772		

※ただし、2013年1月1日～2037年12月31日までに払出する場合は、復興特別所得税が追加課税され、一律20.315%となります。